○内閣府告示第百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡鶴田町

二　地域再生計画の名称　「鶴の里」潤いとやすらぎの農村環境再生計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県北津軽郡鶴田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県及びいわき市

二　地域再生計画の名称　活力に満ち、創造力あふれるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　いわき市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県及び田村市

二　地域再生計画の名称　あぶくまの人・郷・夢を育むまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　田村市の区域の一部（旧船引町の区域のうち、移地区、瀬川地区、美山地区、文珠地区、要田地区及び芦沢地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県企業立地活性化促進戦略　～企業立地促進による活力ある県づくり～

二　地域再生計画の名称　福島県企業立地活性化促進戦略　～企業立地促進による活力ある県づくり～

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）

○内閣府告示第百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、日立市及び常陸太田市

二　地域再生計画の名称　「海」と「山」　元気ひたち交流ネットワーク計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日立市、常陸太田市及び高萩市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百四十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、土浦市、石岡市及び小美玉市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かしたトカイナカ交流促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土浦市、石岡市及び小美玉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　水戸市

二　地域再生計画の名称　人と自然が共生した市街地周辺生活環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　水戸市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　行方市

二　地域再生計画の名称　誇れる湖「霞ヶ浦」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　行方市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　小美玉市

二　地域再生計画の名称　「水とふれあう　快適生活」　計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小美玉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び佐野市

二　地域再生計画の名称　広域交流軸を活かした首都圏の元気涵養の里づくり計画